

新時代を生き抜く「取適法」対策 ～適正取引と収益向上の実現に向けて～



担当: 仲澤

山梨県塗装協同組合

山梨県塗装協同組合（高野芳太郎理事長 組合員10名）は、長引く人件費・資材価格の高騰による収益圧迫という共通課題を解決するため、2月19日に「取適法」研修会を開催した。本研修は中央会の専門家派遣事業を活用し、講師に中小企業診断士であるいばら木正史氏を招いて実施されたものである。昨今の激しい経済環境の変化に対応すべく、組合員が法的知識を得ることにより収益確保に繋げていくための貴重な機会となった。

研修ではまず、2026年1月より施行された「取適法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）」の概要を確認した。従来の「下請法」が改正・改称され、「下請」という用語の廃止や規制逃れを防ぐための「従業員数基準」が新たに追加された点について詳細な説明が行われた。特に、労務費の高騰等を受注者に押し付ける不適切な商慣習の是正が本法の主眼であることを共有した。



熱心に話を聞く組合員

次に、建設業界における具体的な適用ケースを整理した。建設工事そのものは建設業法の範疇だが、看板の製作依頼や設計図面の作成、さらには今回の法改正で追加された特定運送委託など、塗装業に付随する多様な業務が「取適法」の対象となることを、建設業法やフリーランス新法との関連性や使い分けを含めて学んだ。さらに、発注側に課される4つの主要義務や禁止行為の内容を確認。たとえ双方が合意していても、法に抵触すれば罰則を受けるリスクがあることを学んだ。



講師を務めた いばら木先生

今回の研修を終えて、高野理事長は「組合員は発注者・受注者双方の立場から法的根拠に基づいた適正な価格交渉の重要性を深く認識した。これは組合員企業の収益性向上、ひいては社会的信頼の獲得に資する極めて有意義な研修会となった。当組合は、今後もこうした学びを継続し、業界全体の地位向上に努めていく」と述べ、今後の組合運営と業界のさらなる発展への決意を示した。